

# 第9期分別収集計画

令和元年7月

小浜市

# 小浜市分別収集計画

令和元年7月26日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会・経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は全国的に非常に困難なものとなっており、本市も例外ではない。

一方では、環境保全、地球温暖化、資源保護等への関心の高まりから従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、ごみの減量化、資源化が求められている。

本市においては、従前より資源の分別収集や集団回収に対する支援等、ごみの減量化、資源化に努めてきたところであるが、今後も容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明確にするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化や最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化及び見直しが図られるとともに、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の実施にあたり、市民、行政、事業者との適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に行動する。
- ・容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、再商品化と段階を追って積極的に推進し、再商品化して得られたものについても積極的に利用に努め、循環型社会システム構築の基盤とする。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5カ年とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	939 t	923 t	908 t	893 t	878 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のための以下の方策を実施し継続する。

なお、実施するにあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### （1）資源ごみ分別排出の徹底

#### ア 指定袋制度の継続

資源ごみの指定袋制度を平成6年度から導入し、また燃やすごみの指定袋制度を平成20年度から導入し、資源ごみの質の向上を図っている。

今後ともごみの減量化、分別排出の徹底及びモラルの向上を図るため、指定袋制度を継続する。

#### イ 環境美化推進員制度の継続

約150の自治会の協力を受け、環境美化推進員を1名以上配置し、ごみの出し方の指導や集積所の管理指導に努める。

また、ごみ処理量等の情報を提供し、環境美化推進員の意識向上を図る。

### （2）広報・啓発活動の充実

#### ア 広報・CATVによる情報提供

広報・CATVにより、本市のごみ発生量、処理量及びごみ質や全国的なごみ量の推移、リサイクルの現状、また市における施策等、定期的に市民へごみ関連の情報提供を行い、ごみ問題への関心を促す。

#### イ 環境教育の推進

ごみ問題やリサイクルに関する地域学習会や施設見学の開催を継続し、生活環境のなかのごみの位置付け、その重要性の教育を推進する。

#### ウ ごみ減量運動の展開

環境基本計画に基づき「海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまちおばま」の実現に向けて、その取り組みの一環として、6月の第1日曜日にクリーンアップふくい大作戦（町内会清掃や空き缶拾い等）、毎年9月第1土曜日を若狭おばま環境美化デーに定め、市民・事業者・行政の協働による清掃活動を行っており、市民・事業者の環境美化意識の啓発を促し、ごみの分別への関心を高める。

### (3) 再生品の利用促進及び資源回収に関する支援

#### ア 再生品の利用促進及び再利用における資源化の促進

グリーン購入法に基づいて、行政をはじめとする公的機関での再生品の積極的な利用促進、市民の再生品購買促進を図り、廃棄物の抑制と環境負荷の低減に努める。

#### イ 有価物集団回収奨励金交付制度の継続と拡充

本市で集団回収を実施している登録団体への奨励金交付による支援体制を継続する。また、登録団体に対し、効率の良い回収方法等のアドバイスを行い、奨励金単価の検討や制度のPRを行い、回収量の拡充を図る。

### (4) 排出事業者等によるリサイクル活動の促進

#### ア 事業所におけるごみの抑制

ごみの排出抑制、資源化、適正処理を推進し、ごみの分別意識を徹底する。特に紙ごみ、OA関連用紙の資源化、段ボール等の発生抑制を推進する。

また、PTAなどが実施する資源回収に積極的に協力する。

### (5) 容器包装の抑制や節約行動の促進支援

#### ア 過剰包装の抑制

商店やスーパーで商品を販売する際、できる限り過剰包装を避け、容器包装廃棄物の発生を抑制する。

また市内スーパー等が行うマイバック運動に協力し、マイバックの無料配布等の広報活動を実施し、レジ袋の削減に取り組んでいる。

#### イ スーパーにおける食品トレイ等の使用の抑制

市民、行政、スーパー、流通業者の申し合わせにより、トレイの使用を削減し、使用済みトレイや牛乳パック等容器包装は店頭で回収し、再利用・再資源化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場や処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、小浜市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール (新聞・雑誌も同時に回収している。)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（飲料用紙製容器を含む。）	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	10 t									
主としてアルミ製の容器	16 t									
無色のガラス製容器	93 t		91 t		89 t		87 t		85 t	
	0 t	93 t	0 t	91 t	0 t	89 t	0 t	87 t	0 t	85 t
茶色のガラス製容器	84 t		83 t		82 t		81 t		80 t	
	0 t	84 t	0 t	83 t	0 t	82 t	0 t	81 t	0 t	80 t
その他のガラス製容器	40 t		39 t		38 t		37 t		36 t	
	0 t	40 t	0 t	39 t	0 t	38 t	0 t	37 t	0 t	36 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	57 t		56 t		55 t		54 t		53 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	207 t		203 t		200 t		197 t		194 t	
	0 t	207 t	0 t	203 t	0 t	200 t	0 t	197 t	0 t	194 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	73 t		72 t		71 t		70 t		69 t	
	0 t	73 t	0 t	72 t	0 t	71 t	0 t	70 t	0 t	69 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	359 t		353 t		347 t		341 t		335 t	
	0 t	359 t	0 t	353 t	0 t	347 t	0 t	341 t	0 t	335 t

注：2段書きの左の数値は指定法人への引渡数量、右の数値は市町が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口減少率}$$

なお、推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している最新版の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」を採用している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現在スーパー等で実施している食品トレイや飲料用紙パックの店頭回収については引き続き利用を促進します。

分別収集の実施主体

容器包装物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階	備考
缶	スチール	缶	市による指定日回収 住民団体による集団回収 店頭回収	市・事業者	
	アルミ				
びん	無色ガラス	ガラスびん	市による指定日回収	市	
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	店頭回収	事業者	
	段ボール	段ボール	市による指定日回収 (新聞・雑誌も同時に回収する) 住民団体による集団回収 店頭回収	市・事業者	
	その他の紙 (紙パック含む)	その他紙製 容器包装	市による指定日回収	市	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による指定日回収 店頭回収	市・事業者	
	トレイ	トレイ	店頭回収	事業者	
	その他の プラスチック (白色トレイ含む)	その他プラスチック製 容器包装	市による指定日回収	市	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市においては、容器包装廃棄物を分別収集するため、排出段階、収集・運搬段階、中間処理段階の3つの段階において整備する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	指定袋	4 t 収集車	事業者直接回収
アルミ		指定袋	4 t 収集車	
無色ガラス	びん類	プラスチック製 コンテナ	2 t 収集車	ストックヤード で貯留
茶色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	段ボール	—	4 t 収集車	事業者直接回収
紙パック	その他紙製 容器包装	指定袋	4 t 収集車	事業者直接回収
その他の紙				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	2 t 収集車	破碎・減容後、ス tockヤードで 貯留
トレイ	その他 プラスチック製 容器包装	指定袋	4 t 収集車	事業者直接回収
その他プラスチック				

分別収集に必要な施設計画【排出段階】

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、 形式、能力、数量等) 及び整備計画	管 理 主体等	備 考 (現有施設状況)
1. 排出容器				
透明合成 樹脂袋	①缶 類 (スチール・アルミ) ②ペットボトル ③その他紙 ④その他プラスチック	(仕様) 材質：合成樹脂製 容量：1 5L、4 5L	市	<b>【缶類】</b> スチール缶・アルミ缶 として別々に資源ごみ として収集  <b>【ペットボトル】</b> 資源ごみとして収集  <b>【その他プラスチック】</b> 資源ごみとして収集  <b>【その他紙】</b> 資源ごみとして収集
コンテナ ボックス	⑤びん類 (無色・茶色・その他)	(仕様) 材質：樹脂製 容量：4 0L 数量：収集ステーション 1箇所あたり3箱	市	<b>【びん類】</b> 無色・茶色・その他の 色で分別し、資源ごみ として収集。
2. 集積場所	①～⑤	従来の集積場所を利用	住民	指定収集日に排出

分別収集に必要な施設計画【収集・運搬段階】

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	備考
1. 空缶回収用 ダンプ車	①缶類 (スチール・アルミ)	(仕様) 形式：最大積載量 4,050 kg	委託	資源ごみとして、ダンプ車で収集
2. ペットボトル回収用 パッカー車	②ペットボトル	(仕様) 形式：最大積載量 2,050 kg	委託	資源ごみとして、パッカー車で収集
3. その他紙回収用 パッカー車	③その他紙	(仕様) 形式：最大積載量 3,550 kg	委託	資源ごみとしてパッカー車で収集
4. その他プラスチック回収用 パッカー車	④その他プラスチック	(仕様) 形式：最大積載量 3,550 kg	委託	資源ごみとしてパッカー車で収集
5. びん回収用 車	⑤びん類 (無色・茶色・その他)	(仕様) 形式：最大積載量 2,200 kg 3室分割	委託	資源ごみとしてびん回収車で収集

分別収集に必要な施設計画【中間処理段階】

施設の種別 (再生施設)	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	備考
1. ストックヤード (サウザン内)	①ペットボトル ②びん類 ③発砲スチロール	(仕様) 形状：上屋根付き ストックヤード	市	ペットボトルは手選別後、破砕  びん類は、色別に分け、保管  発砲スチロールは減容器でインゴット化